

第17回垂水市農業委員会総会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第17回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和7年10月24日（金） 午前9時30分～午前10時00分

場 所 垂水市市民館 2階 大会議室

委員の出欠状況 10名中9名出席

議席 番号	氏 名	出欠
1	下瀬 秀	出
2	村山 繁稔	出
3	森永 みどり	出
4	瀬角 初美	出
5	塚田 光春	出

議席 番号	氏 名	出欠
6	中条 裕二	出
7	池田 穰二	出
8	重吉 伸哉	出
9	永吉 浩幸	出
10	葛 迫 巧	欠

出席した事務局職員

局 長 堀之内 耕一
 農地係長 梶 原 剛
 主 査 神 川 綾
 主 査 榎 園 雅司

他部局

農林課農政係 農地バンク担当

付 議 事 件

- (1) 農地法第3条許可申請について 【決】
- (2) 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 【決】
- (3) 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」の決議について 【決】

議 事

局 長	[会長欠席] ※第27回全国農業担い手サミット in かごしまのためであること説明。
係 長	[諸般報告]
議 長	<p>ただいまから、第17回総会を開催します。</p> <p>なお、本日は会長が第27回全国農業担い手サミット in かごしまへ参加のため、会長代理として私が議長を務めさせていただきます。全国の農業の担い手が一同に会し開催される、大変重要な会議でございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>出席委員は10名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、1番委員、2番委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を上程します。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明申し上げます。議案書は1ページと2ページになります。</p> <p>今月の許可申請は 5件 でございます。</p> <p>申請地を示した地図は別添の1ページから4ページとなりますのでご覧ください。</p> <p>それでは説明をいたします。</p> <p>1番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望による、売買での所有権移転となります。譲受人の〇〇さんは、所有農地はありませんが、農機具等を所有し、申請地の管理にたずさわられるなど、農業経験を有しており、今回の申請にあたり営農計画書の提出も受けております。また、年齢は高齢ですが、譲り受ける農地の管理もきちんとされており、息子さんも手伝いをされるとのことです。地図は1ページとなります。</p> <p>2番の譲渡人は、〇〇市の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望によります、経営規模拡大のための贈与での所有権移転となります。地図もご確認いただきたいと思います。2ページとなります。航空写真では、3棟の住宅に面し、〇〇番〇は道路となっておりますが、この道路と申請地には20センチ程度の段差があり、申請地側が低くなっています。また、譲受人はこれまでも農業を営営しており、現時点では転用目的ではないと考えます。</p>

	<p>なお、地目は田ですが、畑として耕作したいと話されています。</p> <p>3番、4番は譲受人が同一法人であり、申請地も隣接していることから一括して説明させていただきます。地図は3ページとなります。</p> <p>3番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、4番の譲渡人は、□□の□□さん外8名、譲受人は、3番、4番ともに農地所有適格法人の株式会社△△です。それぞれ譲受人の希望によります、経営規模拡大のための売買での所有権移転となります。4番は共有での所有となっておりますが、共有者全員の同意があることを書面で確認しております。</p> <p>なお、譲受人の株式会社△△からは、毎年の農地所有適格法人報告書が提出されており、農地所有適格法人の要件も満たしております。</p> <p>5番の譲渡人は 〇〇県の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望による、経営規模拡大のための売買での所有権移転となります。△△さんの申出による、9月定例会でのあっせん成立を受けて売買による所有権移転となります。地図は4ページとなります。</p> <p>以上、1番から5番の各譲受人について、申請書の記載内容の確認、審査では、労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有していると判断でき、また申請地取得後は全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。1番の譲渡人、〇〇さん、譲受人△△さんは、管理、耕作をしており、新規就農というか、経営規模拡大のためなんら問題はありません。</p>
<p>委 員</p>	<p>2番、譲渡人が〇〇さん、譲渡人が△△さんで本人の希望であり、拡大のためということでなんら問題はありません。</p>
<p>事務局</p>	<p>[委員（事務局代理による報告）]</p> <p>はい。3番、4番の現地調査は本日欠席されている委員が担当となっておりますが、委員より、本人の希望による、経営拡大のため</p>

	の所有権移転であり特に問題はないとの報告を受けております。
委員	5番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は△△さんで、先月の定例会であっせんが成立したもので、本人の希望による経営拡大のための売買でなんら問題はありません。以上です。
議長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議場	〔「なし」の声あり〕
議長	異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議場	〔「はい」の声あり〕
議長	議案第1号は原案のとおり決定しました。 次に第2号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程します。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい。議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき、垂水市長より計画案に対する意見を求められておりますので、ご説明申し上げます。 議案書は3ページから8ページとなります。 4ページをお開きください。 今月は、利用開始日が令和7年12月31日付となる農地、68筆67,446㎡に係る促進計画案の提出がありました。 農地の内訳は、田が17筆14,240㎡、畑が51筆53,206㎡となっております。 全て公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満園秀彦との契約となっております。 4ページから7ページは新たに契約を開始する農地です。 1番、2番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。 3番、4番、借り人は〇〇さんで5年間の賃貸借です。 5番、借り人は〇〇さんで6年間の使用貸借です。 6番、7番、借り人は〇〇さんで5年間の賃貸借です。 8番から17番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。 5ページをお開きください。 18番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。 19番から25番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。 26番、27番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。

	<p>28番、29番、借り人は〇〇さんで5年間の賃貸借です。</p> <p>30番から33番、借り人は〇〇さんで10年間及び5年間の賃貸借です。</p> <p>34番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>35番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。</p> <p>36番、借り人は〇〇さんで5年間の賃貸借です。</p> <p>37番から44番、借り人は株式会社〇〇で10年間の使用貸借及び賃貸借です。</p> <p>45番から53番、借り人は株式会社〇〇で10年間の賃貸借です。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>54番から59番、借り人は株式会社〇〇で10年間の賃貸借及び使用貸借です。</p> <p>60番、借り人は株式会社〇〇で10年間の賃貸借です。</p> <p>61番、借り人は株式会社〇〇で10年間の使用貸借です。</p> <p>62番、63番、借り人は〇〇さんで10年間及び5年間の賃貸借です。</p> <p>64番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。</p> <p>8ページをお開きください。耕作者変更となります。</p> <p>1番、借り人は〇〇さんで2年間の賃貸借です。</p> <p>2番、借り人は株式会社〇〇で4年5月の賃貸借です。</p> <p>3番、4番、借り人は〇〇さんで15年間の賃貸借及び使用貸借です。</p> <p>以上、これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしております。以上です。</p>
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご異議はございませんか。
議 場	〔「ありません」の声あり〕
議 長	異議がございませんので、議案第2号について、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。
議 場	〔「はい」の声あり〕
議 長	<p>議案第2号は、各委員の意見のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」の決議について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」の決議について

	<p>てご説明申し上げます。9ページをご覧ください。</p> <p>今年度全国では、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生したとのことで、令和7年8月26日付で一般社団法人全国農業会議所より対応を依頼されているものです。</p> <p>行政委員会である農業委員会は法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。</p> <p>このため、令和元年全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、令和2年以降毎年各農業委員会においても「綱紀保持の取り組みの徹底」を決議することとなっております。</p> <p>本市では令和5年以降決議を行っておりませんでしたので改めて、申し合わせについて決議をいただきたいと思えます。</p> <p>それでは申し合わせ決議案を読み上げさせていただきます。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>(決議案の読み上げ)</p> <p>なお、本決議案について、ご承認いただけましたら、本日、令和7年10月24日を決議の日とさせていただきたいと思えます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かご質問はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>これは、毎年決議をするべき内容か。</p>
<p>事務局</p>	<p>本来は、毎年決議すべきものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>質問がありませんので、議案第3号について案のとおり決議することといたします。</p> <p>以上をもちまして第17回総会を終了いたします。</p>

会 長 原本確認済

署名委員 原本確認済

署名委員 原本確認済